

2015年度 法科大学院 第1期既修者入学試験問題

2時限

民法

(論文式)

試験時間 60分

注意事項

1. 試験開始の合図があるまで、この問題冊子の中を見てはいけません。
2. この問題冊子の1ページから問題が掲載されています。
3. 試験時間中に問題冊子の印刷不鮮明、ページの落丁・乱丁及び解答用紙の汚れ等に気付いた場合は手を挙げて監督に知らせてください。
4. 解答用紙には解答欄以外に記入欄がありますので、監督の指示に従ってそれぞれ正しく記入してください。
5. 解答は、必ず解答用紙の解答欄に記入してください。解答用紙の解答欄以外に記入された解答はすべて無効とします。解答用紙の裏面を使用する場合は「裏面に続く」と記載してください。
6. 解答用紙は各1枚しか配布しません。複数枚請求されてもお渡ししません。
7. 貸与した六法以外の参照は一切できません。
8. 試験問題の内容等について質問することはできません。
9. 問題冊子の余白等は適宜使用してかまいませんが、解答用紙の解答欄以外に記入された解答は無効とします。
10. 試験終了後、問題冊子は持ち帰ってください。

[民法]

設 問 1

判例の立場によれば、建築請負契約において、完成された建物の所有権の帰属はどのように決定されるか答えなさい。

設 問 2

Yは、Aに建物の建築工事を請け負わせ、Aは、それをXに下請けさせた。Xは、自ら建築材料を提供して建築工事を進めていたが、棟上げを終えたところで（以下、この状態の建物を「本件建前」という。）、Aが約定の請負報酬を支払わなかったため、工事を中止し、そのまま放置していた。Y・A間でトラブルが生じ、Y・A間の請負契約は合意解除された。その後、Yは、他の建築業者Bに建物建築の続行工事を請け負わせて、Bは、自ら材料を提供して本件建前に続行工事を行い、建物を完成させてYに建物を引渡した（以下、これを「本件完成建物」という。）。なお、Y・B間には本件完成建物の所有権をYに帰属させる旨の合意がある。

かりに本件建前の所有権がXに帰属するとして、X・B間における本件完成建物の所有権の帰属は、民法243条あるいは民法246条のいずれによって決定されるか検討しなさい。

（解答は全て解答用紙に記入すること）